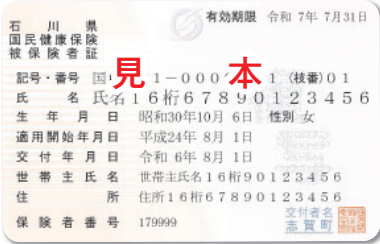


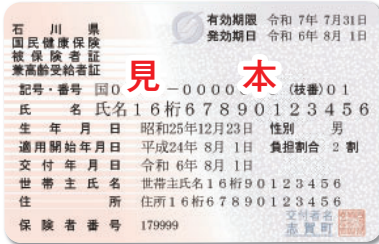
国民健康保険被保険者証 は7月中旬に郵送します

現在の国民健康保険被保険者証は、**7月31日(水)**で有効期限を迎えます。
8月から使う新しい保険証は7月中旬、**世帯主宛に「特定記録」**で郵送します。

70歳未満の人の新保険証



70歳以上の人の新保険証



※裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。
臓器提供の意思を表示する人は、内容をよく読んで「署名年月日」「本人署名」「家族署名」欄に記入してください。

被保険者証（保険証）は1人に1枚交付します。被保険者全員分の保険証を**世帯主宛に特定記録**で郵送します。記載の氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確認してください。（短期被保険者証・資格証明書は、直接住民課で交付する場合があります）また、全ての被保険者に個人番号の下4桁を含む本人の加入者情報を通知します。

職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険脱退の手続きが必要です。職場の健康保険証と国民健康保険被保険者証、本人確認書類を持参し、住民課または富来支所総合窓口で手続きをしてください。

有効期限切れの古い被保険者証は、住民課または富来支所総合窓口まで返却するか、自身で廃棄処分してください。

☎ 住民課 国民健康保険担当 ☎ 32-9121

現在の認定証は**7月31日(水)**で有効期限を迎えます。引き続き必要な人は、住民課または富来支所で申請をお願いします。

国民健康保険の『**限度額適用認定証**』
『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』
を持っている人へ



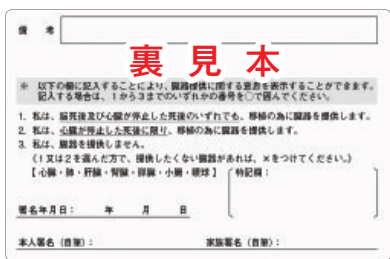
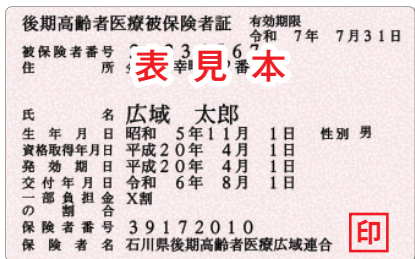
「認定証」を提示すれば、窓口で一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります

申請	入院または高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などの窓口で
申請が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> 70歳未満の人 70歳以上75歳未満で非課税世帯の人 70歳以上75歳未満で負担割合が3割の人 	住民課または富来支所で「認定証」（限度額適用認定証など）の交付を申請してください	「保険証」・「認定証」を提示してください
申請が不要な人	<ul style="list-style-type: none"> 70歳以上75歳未満で課税世帯で、負担割合が2割の人 	必要ありません	「保険証」を提示してください

● 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの高額療養費の支給申請の手続きになります。
(窓口で自己負担額を支払う ⇒ 役場で高額療養費の支給申請をする ⇒ 支払った自己負担額と限度額の差額が、後日支給される)

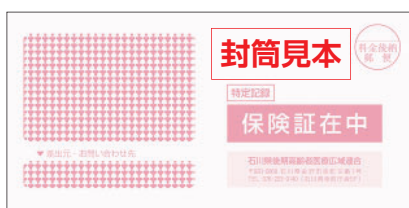
後期高齢者医療被保険者証 は7月中旬に郵送します

現在の後期高齢者医療被保険者証は、**7月31日**※で有効期限を迎えます。
8月から使う新しい保険証（**桜色**）は7月中旬、「**特定記録**」で郵送します。
今回の更新で、保険証の色がこれまでの**紫色**から**桜色**に変わります。
全ての被保険者に個人番号の下4桁を含む本人の加入者情報を通知します。



8月1日※
以降に病院を受診する際は、**桜色の保険証**を忘れずに！

※有効期限切れの古い被保険者証は、裁断するなどして自身で廃棄処分してください。
※有効期限内であっても、世帯構成の変更や所得更正などで自己負担割合に変更があった場合は、新しい保険証が交付されます。それまでお持ちの保険証は、住民課または富来支所へ速やかに返還してください。



保険料額決定 通知書などの送付

保険料は、前年中の所得をもとに決定し、7月中旬に、令和6年度の保険料額決定通知書などを郵送します。

医療機関での一部負担金の割合（一般の人は1割、一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の人は3割）は、前年中の所得をもとに決定されます。

保険料の軽減

所得の低い人や、被用者保険の被扶養者だった人は、保険料が軽減されます。詳しくは、保険証の送付時に同封のリーフレット、または石川県後期高齢者医療広域連合のホームページを確認してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

世帯全員が住民税非課税の場合は、病院などを受診する際の自己負担限度額や食事代などが軽減されます。申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付するので、住民課または富来支所で申請してください。

限度額適用認定証の申請

■ 現役並み所得（負担割合3割）の人は注意！

現役並み所得の人は、課税所得の金額に関わらず、適用区分がⅢとなってしまうます。課税所得が690万円未満の人（適用区分がⅠ、Ⅱに該当する人）は申請により「限度額適用認定証」を交付しますので、住民課または富来支所まで申し出てください。

なお、現在「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、8月以降も認定要件に当てはまる人には、保険証と一緒に新たな認定証をお送りします。（再度の申請は不要）
マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関、薬局では認定証は不要です。

※新しい保険証の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」があります。臓器提供の意思を表示する人は、内容をよく読んで「署名年月日」「本人署名」「家族署名」欄に記入してください。その欄に貼るための目隠しシールは、住民課、富来支所で希望者に配布します。

石川県後期高齢者医療広域連合 ☎ 076-223-0140 住民課 後期高齢者医療担当 ☎ 32-9121

保険証と一緒に「ジェネリック医薬品希望シール」を郵送します

「ジェネリック医薬品」とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れてから発売された「後発医薬品」のことで、新薬と同じ成分、同じ効能・効果をもつものです。開発費が安い薬代を安く抑えることができます。被保険者証やお薬手帳などの余白部分にシールを貼って、病院や調剤薬局に提示してください。

※ジェネリック医薬品は、有効成分が同じでもメーカーごとに微妙な違いがあります。医師や薬剤師に相談し、違和感が出たら新薬に戻すことをおすすめします。



国民健康保険税の納税通知書・ 介護保険料の納入通知書を 7月中旬に郵送します

国民健康保険税額は どのように決まる？

- ① 世帯ごとに計算します。
一人一人が個別に納めるのではなく、世帯ごとまとめて納めます。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、納税の義務は世帯主です。
- ② 年度（4月～翌年3月）ごとに計算します。
年度途中で国民健康保険に加入したり、やめたりした人がいるときは、加入していた月数で計算します。
- ③ 所得や加入者数などにより計算します。
- ④ 所得申告の内容により計算します。
軽減基準額に基づき、減額される制度があります。基準を下回っていても、所得申告がないと軽減されません。所得情報がない人には、6月に税務課から対象者宛てに通知が送られています。必ず申告してください。

国民健康保険税の納め方

- ① 納付書により役場や金融機関、コンビニ、スマホ決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキングで納付
- ② 口座からの引き落としにより納付
- ③ 国の定めた要件に該当する人は、世帯主の年金から天引きとなります。
※ 国民健康保険税額が変わることで、支払い方法が変わる場合があります。

年度途中でも、税額が変わることがあります

- ① 新しく国民健康保険に加入した人がいるとき
- ② 国民健康保険をやめた人がいるとき
- ③ 所得情報が変わったとき
- ④ 所得申告の内容が変更されたとき
- ⑤ 40歳に到達したとき

介護保険料の納め方

- ① 年額18万円以上の年金を受給している人は年金から天引きとなります。
- ② 年度の途中で65歳になった人、年度の途中で志賀町に転入した人、年金額が年額18万円未満の人は、役場から送付する納付書または金融機関からの口座振替で個別に納めてください。

介護保険料の決まり方

65歳以上の人の保険料は市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。令和6～8年度の介護保険料基準額は年額72,000円です。本人の所得や世帯の住民税の課税状況に応じて13段階に分けられます（次ページ参照）。

国民健康保険税と 介護保険料の納期

期別	納期限
1期	7月31日(水)
2期	9月2日(月)
3期	9月30日(月)
4期	10月31日(木)
5期	12月2日(月)
6期	12月25日(水)
7期	1月31日(金)
8期	2月28日(金)
9期	3月31日(月)

※納付書は全期分を送るのでなくさないようお願いします。

※口座振替の人は、納期限に引き落としされます。残高確認を忘れずをお願いします。

※スマホなどを使ったクレジットカード・ネットバンキング納付も可能です。

健診・人間ドックを受診した皆さん

スタンプ会のポイント

100ポイント (100円分)

プレゼント!!

町では、健康増進を目的に「健康ポイント事業」を実施しています。国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者で、健診や人間ドックを受診した人に、健診会場または郵送で「健康ポイント引換券」をプレゼントしています。志賀スタンプ会、またはとぎスタンプ会の加盟店で、ポイント(100ポイント)と交換してください。

◇ 「志賀スタンプ会」または「とぎスタンプ会」加盟店で引換券をポイントに交換してください。

※ ポイントを交換するには、スタンプ会カードが必要です。加盟店に問い合わせてください。一部ポイント交換のできない加盟店もあります。

◇ ポイントの交換は令和7年2月28日金までです。期限内に交換してください。

※ 期限を過ぎると、交換できません。

※ 引換券は再交付しません。紛失に気をつけてください。

1 健診や人間ドックを受診する

2 引換券を受け取る

3 スタンプ会加盟店でポイントに交換する

☎ 住民課 保険年金担当 ☎ 32-9121

【65歳以上の皆さまへ】介護保険料が改定されました

65歳以上の皆さまに介護保険料を納付していただいておりますが、令和6年度から志賀町の介護保険料が下記のように改定されました。介護保険制度を維持するために皆さまのご理解とご協力をお願いします。

所得段階	対象者	令和6～8年度 (年額)	令和5年度 との差額	
1	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人	20,520円	-1,080円	
2	世帯全員が町民税非課税で、前年の 合計所得金額(※) + 課税年金収入額が	80万円以下の人		
3		80万円超 120万円以下の人	34,920円	-1,080円
3		120万円超の人	49,320円	-1,080円
4	世帯の誰かに町民税が課税されているが、 本人は町民税非課税で前年の課税年金収入 額と合計所得金額(※)の合計が	80万円以下の人	64,800円	0円
5		80万円超の人	72,000円	0円
6	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が	120万円未満の人	86,400円	0円
7		120万円以上 210万円未満の人	93,600円	0円
8		210万円以上 320万円未満の人	108,000円	0円
9		320万円以上 420万円未満の人	122,400円	0円
10		420万円以上 520万円未満の人	136,800円	14,400円
11		520万円以上 620万円未満の人	151,200円	28,800円
12		620万円以上 720万円未満の人	165,600円	43,200円
13		720万円以上の人	172,800円	50,400円

※第1～5段階の人の合計所得金額は年金収入に係る雑所得を差し引き後の金額です。

地震による後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険税の減免

地震による被害で、次の要件を満たす人は、後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民健康保険税が減免となります。

保険種別	損害程度	軽減または免除の割合	申請
後期高齢者医療保険料 介護保険料	「全壊」	全部	原則として申請は 必要
	「大規模半壊」「中規模半壊」 「半壊」「床上浸水」	2分の1	
国民健康保険税	「全壊」	全部	原則として申請は 不要 (り災証明書の申請をもって国保税の 減免申請があったものと見なします)
	「大規模半壊」「中規模半壊」 「半壊」	2分の1	

※減免結果は、減免決定通知書の送付をもってお知らせします。多くの申請が予想されるため、決定までかなり時間がかかる可能性があります。

※減免が決定されるまでは、納付書や未納保険税(料)についての督促状が届く場合があることをあらかじめご了承ください。

※納付済みの保険税(料)が減免になる場合は、減免決定通知書を送付した月の翌月以降に還付します。なお、町税などに滞納があるときは充当する場合があります。

※こちらに記載のない事項については各担当課までお問い合わせください。この他に、減免が受けられる要件があります。詳しくは各ホームページを確認してください。

☎住民課 後期高齢者医療保険料担当 ☎32-9121

☎健康福祉課 介護保険料担当 ☎32-9132

☎税務課 国民健康保険税担当 ☎32-9142



後期



介護



国保